

市第148号議案

令和2年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

令和2年度横浜市の港湾整備事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,605,577 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,853,926 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和3年2月10日提出

横浜市 市長 林 文子

提案理由

人件費及び施設整備費等を補正したいので提案する。

市第148号

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 400,000	千円 1,403	千円 401,403
	1 繰越金	400,000	1,403	401,403
5 諸収入		21,744,578	△ 1,931,000	19,813,578
	2 雑入	20,344,481	△ 1,931,000	18,413,481
6 市債		14,024,400	△ 1,675,980	12,348,420
	1 市債	14,024,400	△ 1,675,980	12,348,420
歳入合計		37,459,503	△ 3,605,577	33,853,926

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		37,459,503 ^{千円}	△ 3,605,577 ^{千円}	33,853,926 ^{千円}
	1 管理費	1,377,032	1,003	1,378,035
	2 施設整備費	759,000	△ 130,000	629,000
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	6,668,000	△ 2,342,000	4,326,000
	4 新本牧ふ頭整備費	22,774,000	1,261,400	24,035,400
	5 港湾施設等整備費貸付金	4,592,400	△ 2,395,980	2,196,420
歳 出 合 計		37,459,503	△ 3,605,577	33,853,926

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾機能施設等整備費	130,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	130,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
山下ふ頭用地造成等事業費	6,741,000	起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	6,741,000	起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
新本牧ふ頭整備費負担金	2,561,000	起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	2,561,000	起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
港湾施設等整備費貸付金	4,592,400	起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	4,592,400	起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	14,024,400				12,348,420			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備費	4 新本牧ふ頭整備費	新本牧ふ頭第1期地区整備事業	千円 3,933,000
1 港湾整備費	4 新本牧ふ頭整備費	新本牧ふ頭整備費負担金	2,259,000
1 港湾整備費	5 港湾施設等整備費貸付金	物流施設整備費貸付金	360,000
設 定 額 合 計			6,552,000

